

December 2013, No.13-12

IFRS Digest

国際財務報告基準(IFRS)を巡る動向 2013年12月1日～2013年12月31日



1. 国際会計基準審議会(IASB)及び欧州等の動向

(1) IFRSの動向

① 作業計画の更新

国際会計基準審議会(IASB)は、2013年12月17日付で作業計画を更新した¹。次ページの表は、主なプロジェクトについて、[IFRS Digest 13-11](#)の1.(1)①で取り上げた2013年11月26日付の作業計画と、2013年12月17日付の作業計画との比較を示したものである。主要プロジェクト(MOU関連)のスケジュールについては、変更はない。

¹ <http://www.ifrs.org/Current-Projects/IASB-Projects/Pages/IASB-Work-Plan.aspx>

プロジェクト	公表物等	2013年11月26日	2013年12月17日
アジェンダ協議			
2回目の意見募集		2015年	2015年 (変更なし)
金融危機関連プロジェクト			
IFRS第9号 金融商品 (IAS第39号の差替え)			
分類及び測定 (見直し)	最終基準書	2014年1Q~2Q	2014年1Q~2Q (変更なし)
減損	最終基準書	2014年1Q~2Q	2014年1Q~2Q (変更なし)
ヘッジ会計			
マクロ・ヘッジ会計	討議資料	2014年1Q	2014年1Q (変更なし)
MOU項目関連プロジェクト			
リース	再審議	2013年4Q	2014年1Q
収益認識	最終基準書	2014年1Q	2014年1Q (変更なし)

② 審議中のMOU項目関連・金融危機関連のプロジェクトの動向

審議中のMOU項目関連・金融危機関連のプロジェクトに関する、2013年11月のボード会議までの動向については、[過去のIFRS Digest](#)を参照。2013年12月のボード会議²では、金融商品一分類・測定、金融商品一減損の審議が行われている。

■ 金融商品一分類及び測定

IASBは、その他の包括利益を通じて公正価値で測定する区分(FVOCI)に対して、現行のIFRS第9号における公正価値オプションの規定を拡大するという公開草案(ED/2012/4)「分類及び測定:IFRS第9号の限定的修正」³(2012年11月公表)の提案を確認した。企業は、公正価値オプションの指定をしなければFVOCI区分となる金融資産について、その指定をすることにより会計上のミスマッチを消去または著しく削減できる場合に、純損益を通じて公正価値で測定する(FVTPL)区分に指定することができる。この指定は当初認識時にのみ可能であり、取り消しはできない。

■ 金融商品一減損

IASBは、以下の事項について審議を行った。

– ローンコミットメント及び金融保証契約

IASBは、融資枠に関する予想信用損失についての過去の暫定合意(未使用の融資枠の予想信用損失を含め、企業が信用リスクにさらされている期間及び将来の使用を回避することができない期間にわたり、予想信用損失を見積る)を融資枠契約以外のローンコミットメント及び金融保証契約に拡大するか否かを検討し、以下の内容について暫定的に合意した。

- 公開草案の提案を確認し、予想信用損失を見積る最長の期間は、企業が信用を供与することを約束している契約期間とする。
- 未使用額の予想信用損失を見積る場合、使用額の予想信用損失を見積る

² <http://media.ifrs.org/2013/IASB/December/IASB-Update-December-2013.pdf>

³ <http://www.ifrs.org/Current-Projects/IASB-Projects/Financial-Instruments-A-Replacement-of-IAS-39-Financial-Instruments-Recognition-and-Measurement-to-IFRS-9/Documents/ED-Classification-and-Measurement-November-2012-bookmarks.pdf>

際と同じ割引率を適用する。ただし、実効金利が決定できない場合には、割引率は公開草案で提案された方法により決定する。

- 企業が未使用額の予想信用損失を個別に特定できない場合は、未使用額の予想信用損失引当金を、既使用額の予想信用損失引当金とともに表示する。

– 移行規定

IASBは、当初適用時における移行規定を審議し、以下の内容について暫定的に合意した。

- 予想信用損失モデルの規定は遡及適用する。
- 選及適用を促すため、信用リスクが著しく増加していない金融商品を識別するために、「信用リスクが低い」場合の例外規定を適用することができる。
- 過度なコストや労力なしに入手可能な最善の情報を考慮することにより、当初認識時の信用リスクの近似値を求めることができる。
- 当初認識時に信用リスク(またはその近似値)を算定することができない場合、その金融商品の認識を中止するまで、各期末日における信用の質に基づき、引当金を測定する。
- 移行時における信用リスクの著しい増加の評価について、適用指針または説例を通じて説明する。

(FASBの暫定合意—IFRSとのコンバージェンスの方向性)

FASBは、2013年12月のボード会議において、金融商品の減損と分類及び測定に関する会計基準更新書(Accounting Standards Update; ASU)案を審議したが、その会議での暫定合意によれば、減損と分類及び測定についてはIFRSとのコンバージェンスは達成されない見込みとなった。FASBは、減損に関するASU案について、残存期間にわたる予想信用損失モデルを引き続き検討することで暫定的に合意した。分類及び測定に関するASU案については、FASBは以下の事項を決定した。

- 金融資産の契約上のキャッシュフローを評価する際に、元本及び利息のみでキャッシュフローが構成されるかというSPPI(solely principal and interest)モデルを採用しない。
- 混合金融商品に関する現行のU.S. GAAPの区分処理規定を維持する。

2013年12月の金融商品の審議に関する概要については、あづさ監査法人の[IFRS – Financial Instruments Newsletter – Issue 18](#)(英語。近日中に日本語訳を掲載予定)及び[Defining Issues 13-56](#)(英語及び日本語)を参照。

③ MOU項目関連以外の主なプロジェクト(公開草案公表済みのもの)

■ 公開草案「個別財務諸表における持分法(IAS第27号の改訂案)」の公表

国際会計基準審議会(IASB)は2013年12月2日、公開草案(ED/2013/10)「個別財務諸表における持分法(IAS第27号の改訂案)⁴」を公表した。本公開草案では、以下の提案が行われている。

- 個別財務諸表において、子会社、共同支配企業及び関連会社に対する投資について、持分法を用いた会計処理を認める。
- 適用時期は未定であるが、遡及適用することとし、早期適用を認める。

コメントの締切りは2014年2月3日である。本公開草案の概要については、あずさ監査法人のIFRS News Flash(日本語)及びIFRS IN THE HEADLINES 第2013/21号(英語)を参照。

■ 「IFRSの年次改善」に関する3つの文書の公表

IASBは2013年12月に、「IFRSの年次改善」に関する3つの文書を公表した。

- 最終基準「IFRSの年次改善」(2010-2012年サイクル)(2013年12月12日公表)⁵
(IFRS News Flash)
- 最終基準「IFRSの年次改善」(2011-2013年サイクル)(2013年12月12日公表)⁶
(IFRS News Flash)
- 公開草案(ED/2013/11)「IFRSの年次改善」(2012-2014年サイクル)(2013年12月11日公表)⁷(IFRS News Flash)

年次改善プロジェクトは、緊急度は低いものの、IASBが必要不可欠と考えるIFRSの改訂を1年間にわたって蓄積し、まとめて改訂を行うものである。

概要については、前述のあずさ監査法人の各IFRS News Flash(日本語)及びIFRS Balancing Items Newsletter—Issue 6(英語)を参照。

4 (IASBのプレス・リリース) <http://www.ifrs.org/Alerts/ProjectUpdate/Pages/IASB-publishes-proposals-for-narrow-scope-amendments-to-IAS-27-Separate-Financial-statement-s-December-2013.aspx>
(公開草案) <http://www.ifrs.org/Current-Projects/IASB-Projects/IAS-27-Separate-Financial-Statements/Exposure-Draft-December-2013/Documents/Equity-Method-in-Separate-Financial-Statements-December-2013.pdf>

5 (IASBのプレス・リリース) <http://www.ifrs.org/Alerts/ProjectUpdate/Pages/IASB-issued-Annual-Improvements-to-IFRSs-2010-2012-Cycle-and-2011-2013-Cycle-December-2013.aspx>
(「IFRSの年次改善」(2010-2012年サイクル))(登録者限定) http://eifrs.ifrs.org/eifrs/files/71/Annual%20Improvements%20to%20IFRS%202010_2012%20Cycle_Web_180.pdf

6 (IASBのプレス・リリース) <http://www.ifrs.org/Alerts/ProjectUpdate/Pages/IASB-issued-Annual-Improvements-to-IFRSs-2010-2012-Cycle-and-2011-2013-Cycle-December-2013.aspx>
(「IFRSの年次改善」(2011-2013年サイクル))(登録者限定) http://eifrs.ifrs.org/eifrs/files/71/Annual%20Improvements%202011-2013_with%20cover_WEBSITE_124.pdf

7 (IASBのプレス・リリース) <http://www.ifrs.org/Alerts/ProjectUpdate/Pages/IASB-proposals-for-amendments-under-Annual-Improvements-Cycle-2012-2014-December-2013-013.aspx>
(公開草案「IFRSの年次改善」)(2012-2014年サイクル) <http://www.ifrs.org/Current-Projects/IASB-Projects/Annual-Improvements/Exposure-Draft-December-2013/Documents/Exposure-Draft-Annual-Improvements-2012-2014-December-2013.pdf>

■ 持分法: その他の純資産の変動に対する持分相当額(IAS第28号の改訂案)

IASBは2012年11月に、公開草案(ED/2012/3)「持分法: その他の純資産の変動に対する持分相当額(IAS第28号の改訂案)⁸」を公表した。公開草案では、以下の提案がなされていた。

- 投資者が、投資先である関連会社または共同支配企業のその他の純資産の変動(投資先の当期純利益、その他の包括利益、または分配に該当しない純資産の変動)に対する投資者の持分相当額を資本に含めて認識する。
- 投資者が、持分法の適用を中止した時点で、それまで資本に含めて認識していた金額のすべてを当期純利益に振り替える。

(概要については、あずさ監査法人の[アカウンティングニュース](#)及び[IFRS IN THE HEADLINES 第2012/17号](#)を参照。)

IASBは2013年12月の会議で、公開草案の提案が、IASBが持分法の会計処理を包括的に見直すまでの、実務上のばらつきを解消するための短期的な解決策であることを指摘した。その上で、IASBは、特定の事例に公開草案の提案を適用した場合の影響を分析することを条件に、公開草案の提案に基づいて会計基準を確定させることで暫定的に合意した。

■ 認められる減価償却(償却)方法の明確化(IAS第16号及びIAS第38号の改訂)

2013年12月の暫定合意では、最終基準を公表するための必要なデュー・プロセスが完了しているかどうかの確認が行われた。また、強制適用日を2015年7月1日とし、早期適用も認めることで合意された。IAS第16号及びIAS第38号の改訂は、2014年第1四半期に公表される予定である。

MOU項目関連以外のプロジェクトについては、IFRS解釈指針委員会(IFRS-IC)で提起されたプロジェクトも多い。IFRS-ICで審議されているプロジェクトは、IASBの最終承認を経て最終基準等として公表される。IFRS-ICの審議内容の最新動向については、[IFRIC News November 2013 – IFRS解釈指針委員会ニュース](#)を参照。

④ IFRS財団、Maystadt報告書へのコメントを公表

IFRS財団は2013年12月5日、Philippe Maystadt氏(EU委員Barnier氏の特別顧問)による、IFRSに対する欧州連合(EU)の貢献を強化するためのミッションに関する報告書⁹へのコメントを公表した¹⁰。Maystadt報告書では、IFRSへのEUの貢献を強化するために、EFRAGの組織を補強することに主眼が置かれているが、その一部にIASBに対する提案が含まれている。例えば、IASBに対して、公開草案等のコメント期限を長くするよう提案がなされているが、これに対し、IFRS財団は、他国はコメント期限を守っていること、またIFRSの開発時間をこれ以上延ばすことで効率的なIFRSの開発が難しくなるとの懸念を表明している。また、IFRS財団は、Maystadt報告書において、エンドースメント制度を導入することにより、欧州の会計基準がIFRSから逸脱するリスクについて警告していることについて歓迎の意を表明している。

⁸ <http://www.ifrs.org/Alerts/ProjectUpdate/Pages/Exposure-Draft-Equity-Method-November-2012.aspx>

⁹ http://ec.europa.eu/internal_market/accounting/docs/governance/reform/131112_report_en.pdf

¹⁰ <http://www.ifrs.org/Alerts/PressRelease/Pages/IFRS-Foundation-issues-comments-on-the-Maystadt-Report-December-2013.aspx>

また、Maystadt報告書は、IFRSの採用において、金融の安定化と欧州の経済的発展を考慮すべきであると提案しているが、これに対し、IFRS財団は、会計基準がそれらの手段になるべきではないという見解を表明する一方で、IFRS財団は金融の安定化と経済成長を支持している旨を強調するとともに、IFRSが資本市場に透明性をもたらすことにより、双方に貢献すると考えているとコメントしている。

⑤ IFRS財団、各国・地域におけるIFRSの適用状況の調査結果をアップデート

IFRS財団は2013年12月9日、各国・地域のIFRSの適用状況を示した調査結果に新たに41の国・地域を追加した。これにより、調査結果が公表されている国・地域は122となった。

122の国・地域の調査結果に基づく主な発見事項は、以下のとおりである。

- ほぼすべての国・地域が国際的な会計基準、及び国際的な会計基準としてのIFRSに正式にコミットしている。
- 122の国・地域のうち、101(83%)の国・地域では、すべて(または、大部分)の国内上場企業にIFRSがすでに要求されている。
- すべて(または、大部分)の国内上場企業にまだIFRSを要求していない国・地域であっても、その大部分の国・地域において、少なくとも一部の上場企業でIFRSを容認している。
- 上場企業にIFRSを適用した101の国・地域のうち、約60%は、非上場の金融機関及び(または)大規模な非上場企業にもIFRSを要求している。
- 上場企業にIFRSを適用した101の国・地域のうち、約90%は、非上場企業にもIFRSを要求または容認している。
- IFRSが修正されているケースは稀である。修正されている場合でも、多くの場合、一時的であり、適用も限定的である。
- 122の国・地域のうち、57の国・地域が、中小企業向けIFRS(IFRS for SMEs)を要求または容認しており、それ以外の16の国・地域が前向きに検討している。

⑥ IFRS諮問会議議長にJoanna Perry氏を指名

IFRS財団の評議員会¹¹は2013年12月13日、IFRS諮問会議の議長に、Joanna Perry氏を指名したことを公表した¹²。

IFRS諮問会議は、IFRS財団の評議員会やIASBに対する公式の助言機関である。IFRS諮問会議は、IFRS財団の戦略的方向性、技術的なワークプランや優先順位について助言を行っており、IFRS財団と年3回会議を開催している。

¹¹ IASBの統治・監督機関。IFRS財団の評議員会は、活動資金の調達、IASB、IFRS解釈指針委員会(IFRS-IC)、IFRS諮問会議メンバーの任免、IASBの活動状況の監督等に責任を有する。

¹² <http://www.ifrs.org/Alerts/Governance/Pages/Joanna-Perry-appointed-as-Chair-of-the-IFRS-Advisory-Council-December-2013.aspx>

(2) 欧州におけるその他の動向

① 國際評価基準委員会、國際評価基準の公開草案「信用及び債務評価調整」を公表

國際評価基準委員会(International Valuation Standards Council, IVSC)は2013年12月3日、公開草案「信用及び債務評価調整」¹³を公表した。

本公開草案は、IFRS第13号「公正価値測定」の適用にあたり、特定の金融資産及び金融負債について相手先及び自社の信用リスクをどのように考慮すべきかなどに言及している。IVSCは国際的な評価基準の設定主体であり、財務報告を含む数多くの領域における評価への適用を目的として評価基準を公表している。IVSCの評価基準は、IASBが正式に採択するものではないため、強制力はない。

(3) 最近開催されたIFRS関連の国際会議等

2013年11-12月に開催された主な国際会議は以下のとおりである(2013年12月31日時点で公表されているもの)。

- 第5回アジア・オセアニア会計基準設定主体グループ(AOSSG)(2013年11月27-28日、コロンボ、スリランカ)¹⁴(2013年12月20日公表)
- 会計基準アドバイザリー・フォーラム(ASAF)会議(2013年12月5-6日、ロンドン)¹⁵: 2013年12月のASAF会議では、以下の内容について議論された。
 - (ア) 概念フレームワーク
 - (イ) IFRS第3号「企業結合」適用後レビュー
 - (ウ) 料金規制
 - (エ) リース
 - (ア) の概念フレームワークで議論されたトピックのうち、「当期純利益/OCI及び測定」については、ASBが包括利益計算書における当期純利益とその他の包括利益(other comprehensive income, OCI)との関係についてのアジェンダ・ペーパーを作成し、これにもとづいて議論が行われた(後述3.(2)②を参照)。
- 最近のSEC及びPCAOBの動向に関する2013年AICPA全国大会(2013年12月10日、ワシントン)¹⁶(後述2.(2)を参照)

13 http://www.ivsc.org/sites/default/files/IVSC%20CVA%20-DVA%20%20ED_0.pdf

14 http://www.aossg.org/docs/Communique/AOSSG_2013_Annual_Meeting_Communique.pdf

15 <http://www.ifrs.org/Meetings/Pages/ASAF-December-2013.aspx>

16 (登録者限定) <http://www.aicpaconferencematerials.com/sec/?select=conference&conferenceID=7>

2. 米国の動向

(1) 財務会計基準審議会(FASB)の動向

① 未完了のMOU項目関連のプロジェクトの動向

FASBの金融商品プロジェクトの動向については、前述1.(1)②を参照。

(2) その他

① 最近のSEC及びPCAOBの動向に関する2013年AICPA全国大会(FASB議長及びIASB議長のスピーチ)

2013年12月9-11日に、最近のSEC及びPCAOBの動向に関する2013年AICPA全国大会がワシントンで開催された。会議では、SEC、PCAOB、FASB及びIASB等の動向についての説明がなされるとともに、会計、財務報告、監査上の論点についてセッションが行われた。

FASB議長のRussell G. Golden氏¹⁷は、財務報告の透明性の向上、複雑性の低減及びIFRSとのコンバージェンスの観点から、FASBの今後のプロジェクトの方向性について説明した。その中で、Golden氏は、重要なプロジェクトの1つとして、新しい基準等の導入や教育にも尽力する予定であり、そのために移行リソース・グループを創設する予定であると述べた。収益認識が最初のグループとなる予定である。

IASB議長のHans Hoogervorst氏¹⁸は、2012年のSECスタッフの最終報告書¹⁹にあげられていた懸念に照らして、2013年におけるIFRSの進展について説明した。その中で、Hoogervorst氏は、各国の基準設定主体との協力体制を整えるために、会計基準アドバイザリー・フォーラム(ASAF)を創設したことや、IFRSの導入と執行を一貫して行えるよう、IOSCOと協力関係を築いたことなどに触れている。また、日本に関しては、IFRSの任意適用について著しい進展が見られたこと、またIFRSの完全適用に向けても進展があったことは喜ばしいことであると述べた。

3. 日本の動向

(1) 金融庁の動向

① 指定国際会計基準の改正

金融庁は2013年12月27日、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則に規定する金融庁長官が定める企業会計の基準を指定する件(平成21年金融庁告示69号)」等の一部を改正した²⁰。

これは、IASBが2013年10月31日までに公表した以下の国際会計基準及び解釈指針を、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」第93条に規定する指定国際会計基準(以下、指定国際会計基準)等として指定するものであり、公布の日である2013年12月27日から適用される。

■ 「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則に規定する金融庁長官が定める企業会計の基準を指定する件」の一部改正:

17 http://www.fasb.org/cs/ContentServer?c=Document_C&pagename=FASB%2FDocument_C%2FDocumentPage&cid=1176163675405

18 <http://www.ifrs.org/Alerts/Conference/Documents/2013/Hans-Hoogervorst-AICPA-SEC-speech-December-2013.pdf>

19 (SECのプレス・リリース) <http://www.sec.gov/news/press/2012/2012-135.htm>

(SECスタッフの最終報告書) <http://www.sec.gov/spotlight/globalaccountingstandards/ifrs-work-plan-final-report.pdf>

20 <http://www.fsa.go.jp/news/25/sonota/20131227-2.html>

IASBが2012年11月1日から2013年10月31日までに公表した以下の基準書を指定国際会計基準として指定する。

- 国際会計基準(IAS)第36号「資産の減損」(2013年5月29日公表)
- IAS第39号「金融商品：認識及び測定」(2013年6月27日公表)

■ 指定国際会計基準に含まれる解釈指針の一部改正：

IASBが2013年10月31日までに公表した以下の解釈指針を、指定国際会計基準に含まれる解釈指針とする。

- 国際財務報告解釈指針委員会(IFRIC)解釈指針第21号「賦課金」(2013年5月20日公表)

(2) 企業会計基準委員会(ASBJ)の動向

① 第6回 IFRSのエンドースメントに関する作業部会

ASBJは2013年7月25日に設置した「IFRSのエンドースメントに関する作業部会(以下、「作業部会」)」において、「エンドースメントされたIFRS」を開発するための検討を行っている([IFRS Digest 13-7](#)の2.(2)②を参照)。エンドースメントされたIFRSの開発にあたっては、IASBが設定した個々の会計基準等を修正することなしに採択可能か否かを判断するとともに、どのような項目について、ガイダンスや教育文書等の作成が必要かについても検討が行われる。

第4回までの作業部会では、日本基準とIFRSの個別規定とを比較することにより、「検討が必要な項目の候補」の抽出が行われた。第5回からは、「検討が必要な項目の候補」に関する詳細な分析が開始されている。

第6回の作業部会(2013年12月19日)²¹では、以下の論点について、第4回までに抽出された「検討が必要な項目の候補」に関する検討が行われた。

- 減価償却方法(IAS 第 16 号)
- 耐用年数(IAS 第 16 号)
- 繰延税金資産の回収可能性(IAS 第 12 号)
- 機能通貨(IAS 第 21 号)
- 外貨建その他有価証券(外貨建債券)の換算差額(IAS 第 21 号)
- 短期有給休暇(IAS 第 19 号)
- 財政状態計算書(貸借対照表)(IAS 第 1 号)
- 損益計算書の段階別表示(特別項目の表示)(非継続事業の表示を含む)(IAS 第 1 号)

²¹ <https://www.asb.or.jp/asb/asbj/endorsement/minutes/20131219.jsp>

② その他のIFRS関連プロジェクト

■ 当期純利益の概念に関するペーパーの公表

ASBJは2013年12月27日、当期純利益の概念に関するペーパー²²を公表した。このペーパーは、2013年12月5日のASAF会議の概念フレームワークの議論において、ASBJがアジェンダ・ペーパーとして提出したものである(前述1.(3)を参照)。2013年7月にIASBが公表した討議資料(DP/2013/1)「財務報告に関する概念フレームワークの見直し」²³においては、当期純利益を財務業績の指標として表示することが提案されているものの、当期純利益の定義は示されていない。今回ASBJが公表したアジェンダ・ペーパーでは、包括利益、当期純利益及びOCIの定義や、リサイクルが行われる時点(ASBJの提案では、リサイクリングは仕組みとして自動的に達成されることになるとされている)についての提案がなされている。

■ コメント対応、国際会議の報告など

第277回企業会計基準委員会(2013年12月12日)²⁴及び第278回企業会計基準委員会(2013年12月25日)²⁵では、以下の国際会議等報告、並びに公開草案等のコメントの報告が行われた。

- 2013年12月会計基準アドバイザリー・フォーラム(ASAF)の報告(前述1.(3)を参照)
- IASB討議資料(DP/2013/1)「財務報告に関する概念フレームワークの見直し」²⁶
- IFRSのエンドースメントに関する作業部会における検討状況(前述3.(2)①を参照)

22 https://www.asb.or.jp/asb/asbj/press_release/overseas/pressrelease_20131227.jsp

23 (IASBのプレス・リリース) <http://www.ifrs.org/Alerts/ProjectUpdate/Pages/IASB-publishes-a-Discussion-Paper-on-the-Conceptual-Framework.aspx>
(討議資料) <http://www.ifrs.org/Current-Projects/IASB-Projects/Conceptual-Framework/Discussion-Paper-July-2013/Documents/Discussion-Paper-Conceptual-Framework-July-2013.pdf>

24 https://www.asb.or.jp/asb/asbj/minutes/20131212/20131212_index.jsp

25 https://www.asb.or.jp/asb/asbj/minutes/20131225/20131225_index.jsp

26 (IASBのプレス・リリース) <http://www.ifrs.org/Alerts/ProjectUpdate/Pages/IASB-publishes-a-Discussion-Paper-on-the-Conceptual-Framework.aspx>
(討議資料) <http://www.ifrs.org/Current-Projects/IASB-Projects/Conceptual-Framework/Discussion-Paper-July-2013/Documents/Discussion-Paper-Conceptual-Framework-July-2013.pdf>

編集・発行

有限責任 あずさ監査法人

IFRS本部 IFRS Information Desk

e-Mail: AZSA-IFRS@jp.kpmg.com

ここに記載されている情報はあくまで一般的なものであり、特定の個人や組織が置かれている状況に対応するものではありません。私たちは、的確な情報をタイムリーに提供するよう努めていますが、情報を受け取られた時点及びそれ以降においての正確さは保証の限りではありません。何らかの行動を取られる場合は、ここにある情報のみを根拠とせず、プロフェッショナルが特定の状況を緻密に調査した上で提案する適切なアドバイスをもとにご判断ください。

©2014 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved.

The KPMG name, logo and "cutting through complexity" are registered trademarks or trademarks of KPMG International.